

ひろしんパソコンサービス利用規定

1. ひろしんパソコンサービス

- (1) ひろしんパソコンサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有、管理するANSER-VALUX端末（インターネットに接続されたもの。以下「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会および所定のファイルの伝送を行う場合に利用できます。
 - ①本サービスの利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引。
 - ②支払指定口座につき行う所定の照会。
 - ③第5条「ファイル伝送サービス」に定める取引および照会。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

2. 電子証明書の利用

- (1) 依頼人は、本サービスの利用に際して、（株）NTTデータが提供するVALUXサービスにおいて発行される電子証明書（以下「証明書」といいます。）を同社が定める方法および操作方法にもとづき取得し、端末機に格納のうえ、使用してください。
- (2) 当金庫で受信した証明書情報が本条第1項の証明書と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、依頼人本人がその内容に同意し、取引行為に有効な意思表示があったものとして取扱います。
- (3) 端末機（証明書が格納されているもの。以下同じ。）は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (4) 端末機が紛失、盗難等により第三者に不正使用される可能性がある場合には、依頼人は直ちに当金庫に証明書の失効を届け出てください。
- (5) 証明書の取得および利用に関しては、別途（株）NTTデータまたは同社指定の者が定める料金を直接お支払いいただきます。

3. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号、証明書情報および支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、それぞれ届出の暗証番号、前条第1項の証明書および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認のうえ、返信された依頼内容が正しい場合には、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）および意思確認コードを入力の上当金庫宛送信してください。
- (4) 依頼の内容については、当金庫が受信した暗証番号および承認暗証番号と届出の暗証番号および

承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。

- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人の端末機に送信いたしますので、ご確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (6) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ①振込または振替時に、振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ②支払指定口座が解約済のとき。
 - ③依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (10) 振込および振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

4. 照会

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

5. ファイル伝送サービス

(1) サービスの定義

- ①ファイル伝送サービス（以下「ファイル伝送」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了した依頼人と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

- ②ファイル伝送により取扱うデータは総合振込・給与振込、賞与振込、預金口座振替とします。
- ③ファイル伝送が可能な伝送データの種別は、申込書により契約した伝送区分の範囲とします。
- ④ファイル伝送に使用する制御電文のコードは申込書記載の全銀パスワード、センター確認コードおよびファイルアクセスキーを使用します。

(2) 総合振込

- ①依頼人は、当金庫に対し依頼人の取引先に対する支払金の振込事務（以下「総合振込」といいます。）を委託し、当金庫はこれを受託します。
- ②振込を指定できる取扱店は、当金庫の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内支店とします。
- ③依頼人は、当金庫所定の日時まで振込データの伝送および「ファイル伝送サービス連絡票」を当金庫取扱店宛FAX送信してください。
- ④振込資金および振込手数料の引落は支払指定口座より行います。
- ⑤総合振込をご利用の場合、振込金額と当金庫所定の振込手数料および消費税の合計額または振替金額（以下「振込資金等」といいます。）は、振込指定日の前営業日までに支払指定口座に預入するものとします。
- ⑥振込資金等は、各種預金規定、カードローン契約規定、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- ⑦当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。
- ⑧当金庫は振込受取人に対して、入金通知は行いません。
- ⑨当金庫は伝送された振込データに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該データの受付をしません。
- ⑩以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - イ. 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ロ. 支払指定口座が解約済のとき。
 - ハ. 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ニ. 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ホ. 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - ヘ. その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(3) 給与振込・賞与振込

- ①依頼人は、当金庫に対し依頼人が支給する給与・賞与等の振込事務（以下「給与振込」といいます。）を委託し、当金庫はこれを受託します。
- ②給与振込を取扱う場合は、別途「給与振込に関する協定書」を締結してください。
- ③振込を指定できる取扱店は、当金庫の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内支店とします。
- ④依頼人は、当金庫所定の日時まで振込データの伝送および「ファイル伝送サービス連絡票」を当金庫取扱店宛FAX送信してください。
- ⑤振込資金および振込手数料の引落は支払指定口座より行います。
- ⑥ご依頼内容が確定した場合、当金庫は依頼内容に従い、振込指定日の前営業日に支払指定口座から振込金額と当金庫所定の振込手数料を引き落としのうえ、ご指定の日に当金庫所定の方法で振込

または振替の手続をします。

- ⑦振込資金等は、各種預金規定、カードローン契約規定、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- ⑧当金庫は振込受取人に対して、入金通知は行いません。
- ⑨当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。
- ⑩当金庫は伝送された振込データに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該データの受付をしません。
- ⑪以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - イ. 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ロ. 支払指定口座が解約済のとき。
 - ハ. 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ニ. 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ホ. 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - ヘ. その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(4) 預金口座振替

- ①預金口座振替を取扱う場合は、別途「預金口座振替サービスに関する契約書」を締結してください。また依頼人は依頼人の取引先から「預金口座振替依頼書」の提出を求め、口座振替を開始する2か月前までに依頼人の取引先から提出された「預金口座振替依頼書」を当金庫へ提出してください。
- ②依頼人は、当金庫所定の日時までに預金口座振替の依頼データを伝送するとともに、「ファイル伝送サービス連絡票」を当金庫事務部宛FAX送信してください。
- ③預金口座振替の依頼を行った場合、結果データについては依頼人の端末より当金庫所定の期間に当金庫所定の方法により照会してください。
- ④預金口座振替機能を利用した「HITLINE代金回収サービス」を取扱う場合は、別途「HITLINE代金回収サービスの利用に関する契約書」を締結し、本契約書等に基づき取扱うものとします。

(5) 入出金明細照会

- ①依頼人は、依頼人の指定する支払指定口座について、入出金明細照会のデータを受信することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。
- ②依頼人は、当金庫所定の時間帯において入出金明細データの受信をしてください。
- ③依頼人からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. 依頼内容の変更、組戻し

- (1) 振込取引において、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱います。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

- ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前二項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
 - (4) 組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

7. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

8. 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳、定期預金通帳、積立定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨を取引店にご連絡ください。
- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

9. 暗証番号等の管理

- (1) 端末機、証明書情報および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、証明書情報、暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) ファイル伝送の全銀パスワード、センター確認コードおよびファイルアクセスキーは、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (5) 端末機、証明書情報、暗証番号等（前二項に定める各種暗証番号をいいます、以下同じ）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

10. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネットの不
通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は
責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により
取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に送信された暗証番号、承認暗証番号、証明書
情報および支払指定口座の口座番号等と、届出の暗証番号、承認暗証番号、証明書情報および支
払指定口座の口座番号等との一致を確認して取扱った場合、端末機、証明書情報および暗証番号
等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事
由がない限り、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
ただし、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込等の損害である
場合、個人の依頼人は第11条の定めに従い補償を請求できるものとします。
- (4) この取扱いによるファイル伝送の受付の際送信された全銀パスワード、センター確認コードおよ
びファイルアクセスキーと、届出の全銀パスワード、センター確認コード、およびファイルアク
セスキーとの一致を確認して取扱った場合、端末機または全銀パスワード等につき不正使用その
他の事故があっても、そのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫
は責任を負いません。
- (5) インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報
等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害につ
いて、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (6) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、その
ために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

- (1) 端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のす
べてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含
みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただ
いていること。
 - ②当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。
 - ③依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通
知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があるこ
とを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期
間とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の
額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場
合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。
- (3) 前二項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等（当
該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を
経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
 - ①不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当す
る場合
 - イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって

行われた場合。

ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合。

1 2. 届出事項の変更

- (1) 証明書情報、各種暗証番号、入金・支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込、振替または照会が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

1 4. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。

1 5. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定、キャッシュカード規定、振込規定、各種カードローン契約規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

1 6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

1 7. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

(2023.02)